

米子市人権教育基本方針 米子市人権教育推進プラン 【第2次改訂】



米子市人権啓発シンボルマーク

令和3（2021）年4月

米子市教育委員会

はじめに

～米子市人権教育基本方針・人権教育推進プラン第2次改訂にあたって～

今後めざすべき教育の基本理念や講ずべき基本施策を明らかにした「米子市教育振興基本計画」は、平成29（2017）年2月に「後期期間の基本施策」を策定しました。また、平成31（2019）年3月には、米子市人権施策基本方針、米子市人権施策推進プランが第2次改訂され、新たな社会情勢や各種制度などの変化に対応するとともに、認識が高まった人権問題への施策の基本的な方向性が示されました。さらに、令和2（2020）年3月には、米子市のまちづくりの基本方針となる「第4次米子市総合計画米子いきいきプラン2020」が策定されました。

「米子市人権教育基本方針、米子市人権教育推進プラン」は、平成25（2013）年の改訂を経て、平成18（2006）年の策定から14年が経過しました。この間、様々な取組によって市民の人権意識が向上するなど、一定の成果が出ている一方で、解決すべき課題が山積している状況です。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな傾向や非合理的な風習や因習の継続、物の豊かさを幸福と感じる社会的風潮、社会における人間関係の希薄化などの傾向があげられます。また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども人権に関わる問題を複雑化・多様化させる要因となっています。このように、人権問題が複雑化・多様化してきている中、個別分野における様々な計画との連携を強化し、人権を日常生活の中でごく自然にとらえられるような人権の普遍化を意識する取組が求められています。

このような状況を踏まえ、平成25（2013）年に改訂した「米子市人権教育基本方針、米子市人権教育推進プラン【改訂版】」に沿った、これまでの取組を継承・発展させるとともに、人権教育の具体的な取組を充実させ、新たな課題に対応するために、米子市人権教育基本方針、米子市人権教育推進プランの第2次改訂を行います。

人と人との豊かにつながり合い、支え合い、すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざして、本プランの第2次改訂版が、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、職場、地域社会などのそれぞれの場において、人権教育を推進する多くの方々に積極的に活用されることを願っています。

最後になりますが、改訂にあたっては多くの関係機関、関係団体のご協力をいただきました。心よりお礼申し上げます。今後も市民のみなさまのご協力をいただきながら、米子市の人権教育施策の推進に努めてまいります。

令和3（2021）年4月
米子市教育委員会

米子市人権教育基本方針

米子市教育委員会

国連は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という理念に基づいて世界人権宣言を採択して以来、国際人権規約をはじめ、多くの人権に関する条約を採択してきました。そして、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、人権文化*1の創造をめざす「人権教育のための国連10年（1995～2004）」の取組を進め、その後、平成17（2005）年に全世界規模で人権教育の推進を徹底させるために「人権教育のための世界計画」を採択し、取組を進めています。

わが国では、日本国憲法の保障する基本的人権の確立に向けて、法や制度の整備を図りながら、わが国固有の人権問題である同和問題をはじめ様々な人権問題について、その解決に向けて前進してきました。また、平成12（2000）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」によって、国及び地方公共団体が行うべき人権教育と人権啓発の基本理念が定められ、平成14（2002）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が示されました。また、文部科学省からは「人権教育の指導方法等の在り方」〔第一次～第三次とりまとめ〕が公表され、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点が示されました。

米子市においては、昭和63（1988）年に「人権尊重都市宣言」を行い、平成6（1994）年には「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を定め、人権尊重都市の実現を市政の重要な柱として位置づけ、市民の人権意識の高揚を図ってきました。また、平成7（1995）年には「米子市同和教育基本方針」を定め、平成17（2005）年には、「人権教育基本方針」、平成18（2006）年には「人権教育推進プラン」を策定し、平成25（2013）年の改訂を経て、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、職場、地域社会などで、様々な人権問題の解決に向けた取組を進めてきました。

このような取組によって、市民の意識啓発が進むとともに、様々なところで人権教育の推進体制が組織されるなど、一定の成果が出ています。しかし、差別意識が潜在化している同和問題*2や、在日韓国・朝鮮人*3、障がい者などに対する差別や偏見は今なお存在しており、男女共同参画*4、子ども、高齢者、病気にかかわる人*5などの人権に関する問題など、解決すべき課題は多くあります。さらに、国際化にともなう外国人にかかわる問題、情報化にともなう個人情報の保護やインターネット上の人権侵害、性的マイノリティの人権など、新たな人権問題も生じています。また、国が認定している北朝鮮当局による米子市民も被害者となった、拉致問題についても未だ解決には至っていません。

あらゆる差別や人権侵害をなくし、平和ですべての人が幸せに生きられる社会をつくり上げていくことは、私たち市民の願いであり責務でもあります。その実現のためには、人々のたゆまない努力で人権文化を根づかせていくことが重要であり、中でも教育の果たす役割はとても大きいものがあります。

米子市教育委員会はこのような考えに立って、日本国憲法、教育基本法、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等の精神に基づき、「米子市人権教育基本方針」を次のとおり改訂します。

○ いのちの大切さを学ぶ人権教育を進めます

人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。すべての人の存在意義を認め、どんなことがあっても自分のいのちと他人のいのちを最大限に尊重し合う心を育てなければなりません。そのために、生命尊重の視点に立った人権教育を推進します。

○ 自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます

豊かな人権文化を築いていくためには、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、その解決に向けて主体的に関わっていこうとする意識や態度を育てることが大切です。一人一人が自分に自信や誇りをもち、将来に夢や希望をもって進んでいけるよう、自尊心^{*6}を育む人権教育を推進します。

○ 多様性を認め合い、豊かな人間関係を築く人権教育を進めます

人と人々が共に生きていくためには、様々な個性や生活背景をもつ人々との出会いを通して、共感的に理解し合うとともに、コミュニケーション能力を身につけることが大切です。そのために、民族や言語、性、障がいなどの多様性を認め合い、豊かな人間関係を築いていく力を育てる人権教育を推進します。

○ 地域での人権ネットワークづくりを進めます

市民一人一人の人権意識を高めるために、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育を推進します。また、様々な関係機関、団体が互いに連携するネットワークづくりを進め、地域における人権文化の醸成を推進します。

○ 人権教育を推進する人材の育成を進めます

人権教育を推進するために、人権及び人権問題に関する深い認識と実践力を身につけた推進者の育成を図る必要があります。そのために、教職員をはじめとする指導者の研修の充実と、地域社会における推進者の学習機会の充実に努めます。また、人権問題に積極的に関わっていこうとするボランティア活動を支援します。

「米子市人権教育基本方針」については、今後生じる新たな課題に対応し、その解決のために、必要に応じて修正・更新を行います。なお、本方針の実施にあたっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しながら、一層連携して推進しなければなりません。

■用語解説

* 1 人権文化

人権意識、人権感覚にあふれた人々で地域が満たされ、人権を尊重する心や態度が日常生活のすみずみに行き渡っているような状態を表す。（「鳥取県人権文化センター設立趣意書」による）

* 2 同和問題

被差別部落出身者に対する身分的偏見に基づく差別から生じる様々な社会問題。部落問題という場合もある。

* 3 在日韓国・朝鮮人

歴史的経緯から日本で生活するようになった、朝鮮半島に国籍を置く在日韓国・朝鮮人とその子孫の総称。

* 4 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

* 5 病気にかかわる人

病気にかかっている人やその家族のほか、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人。

* 6 自尊感情

自分自身を肯定的にとらえる感情。セルフ・エスティームともいう。

■正式名称について

次の条約や法令等の表記は、略称を使用しています。正式名称は下記のとおりです。

○国際人権規約

⇒経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約、社会権規約）

市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約、自由権規約）

市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書（第1議定書）

市民的及び政治的権利に関する国際規約の死刑の廃止を目標とする第2議定書（死刑廃止議定書）

以上の総称

○人権教育・啓発推進法

⇒人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

○子どもの権利条約

⇒児童の権利に関する条約

○女性差別撤廃条約

⇒女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

○人種差別撤廃条約

⇒あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

米子市人権教育推進プラン

米子市人権教育推進プラン もくじ

◇推進プラン改訂の趣旨	1
◇人権教育をめぐる状況	2
◇推進プランのめざす方向	5
I 普遍的な視点に基づくプラン	
■豊かな人間関係を築く取組	7
■人権教育を推進する体制づくり	9
II 個別的な視点に基づくプラン	
■同和問題に関する人権教育の推進	11
■外国人に関する人権教育の推進	14
■障がい者に関する人権教育の推進	19
■男女共同参画に関する人権教育の推進	24
■子どもに関する人権教育の推進	28
■高齢者に関する人権教育の推進	33
■健康や性に関する人権教育の推進	36
■情報に関する人権教育の推進	41
■その他の課題に関する人権教育の推進	44
付属資料	
■米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例	48
■人権尊重都市宣言	50
■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	51

◇推進プラン改訂の趣旨

米子市では、昭和63（1988）年に旧米子市において、平成2（1990）年に旧淀江町において、それぞれ人権尊重に関する宣言を行い、平成6（1994）年にはそれぞれが「部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を定めました。また、合併後、平成17（2005）年には、新たに「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定し、平成18（2006）年には、「人権尊重都市宣言」を行い、人権尊重都市の実現を行政の重要な柱として位置づけ、様々な施策を推進してきました。そして、平成17（2005）年に米子市人権教育基本方針、平成18（2006）年には、人権教育推進プランを策定し、人権教育の具体的な方向性を示してきました。さらに、新たな社会情勢や各種制度などの変化に伴い、平成25（2013）年には、米子市人権教育基本方針、米子市人権教育推進プランの改訂を行いました。

近年は、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、地域社会などが連携しながら人権教育を推進する体制が整備され、市内中学校区を単位に、様々な取組が行われるようになりました。しかし、市民意識調査からは特定の人たちへの偏見や差別意識が依然として残っていることや、市民の中には差別や人権侵害を他人事ととらえているような実態があるなどの課題が明らかになっています。それに加えて、性的マイノリティの人権、外国人の人権、インターネット上の人権侵害など、新たな課題への対応も必要な状況になってきています。

このような中、米子市では、平成31（2019）年3月に「人権施策基本方針、人権施策推進プラン」の第2次改訂が行われ、新たな人権問題に対する施策の方向性が示されました。

こうした中で、人権教育をめぐる世界的な流れや国内、県内の動きともあわせ、社会情勢の変化や新たな人権課題に対応すべく「人権教育基本方針、人権教育推進プラン」の見直しを図り、人権尊重社会の実現をめざして具体的な施策を明らかにします。

◇人権教育をめぐる状況

(1) 同和教育から人権教育へ

これまでの歴史を振り返ると、部落差別をなくし、人権が尊重された社会の実現をめざして取組が始まった同和教育は、日本における人権に関する教育を牽引してきました。その後、同和教育の広がりの中、様々な人権課題の解決に向けた取組や人権に関する世界的な取組の流れとも相まって、すべての人の人権が尊重され、人権という普遍的な文化を構築するための人権教育へと継承・発展してきました。

このことは、同和問題の解消が果たされ、同和教育の役割が終わったことを意味するものではなく、むしろ、現在の社会の中にある個々の人権課題を追及していくという手法と、人権という人類の普遍的な見地から、すべての人の共存を考え、日常生活を通して、差別を生まない生き方を考えていく手法によって、あらゆる人権課題の解決と人権が尊重される社会づくりにつなげることが重要であることを意味しています。

(2) 米子市の人権教育がめざすもの

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動（第2条）」としています。また、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」では、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが、様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。」としています。

人権が尊重される社会とは、すべての人間が自分らしさを発揮し、互いを認め合い、支え合いながら安心して、自信を持って、自由に生きていくことができる社会のことです。このような社会の実現に向けて、主体的に取り組もうとする人を育成していくことが求められます。とりわけ、学校教育及び社会教育においては、人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解・認識を培うとともに、人権を尊重する実践的態度を高めるための教育内容を創造していくことが求められています。

（３）人権教育推進の視点

差別や人権侵害の問題には、出自や性別、障がいの有無、年齢等、様々な事由が複雑に絡み合う中で成立するという側面があります。そこで、人権教育を推進していくうえで大切になってくるのが、普遍的な視点と個別的な視点からのアプローチによる実践です。例えば、普遍的な視点で人権について考えようとするとき、個別的な人権課題のありようと切り離された抽象的な理解にとどまるのではなく、個別的な人権課題を深く理解することにつながるようにすることが大切です。また、個別的な視点で人権課題をとらえようとするとき、具体的に様々な人の立場に立つことによって、人権の普遍性に近づいていくことが大切です。つまり、普遍的な視点と個別的な視点の二つのアプローチを互いに関連させながら取り組むことが重要となります。さらに、すべての教育活動は人権を土台として成り立つということを基本として取り組むことが求められています。

（４）様々な場における人権教育の推進

人権教育は、人権を単に知識として学ぶだけでなく、人権感覚を涵養することが大切です。そのためには、発達段階に応じて、計画的・継続的に人権教育に取り組むことが必要であり、乳幼児期から成人にいたるまで、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、職場、地域社会などで連携と協力を図りながら取り組むことが重要です。

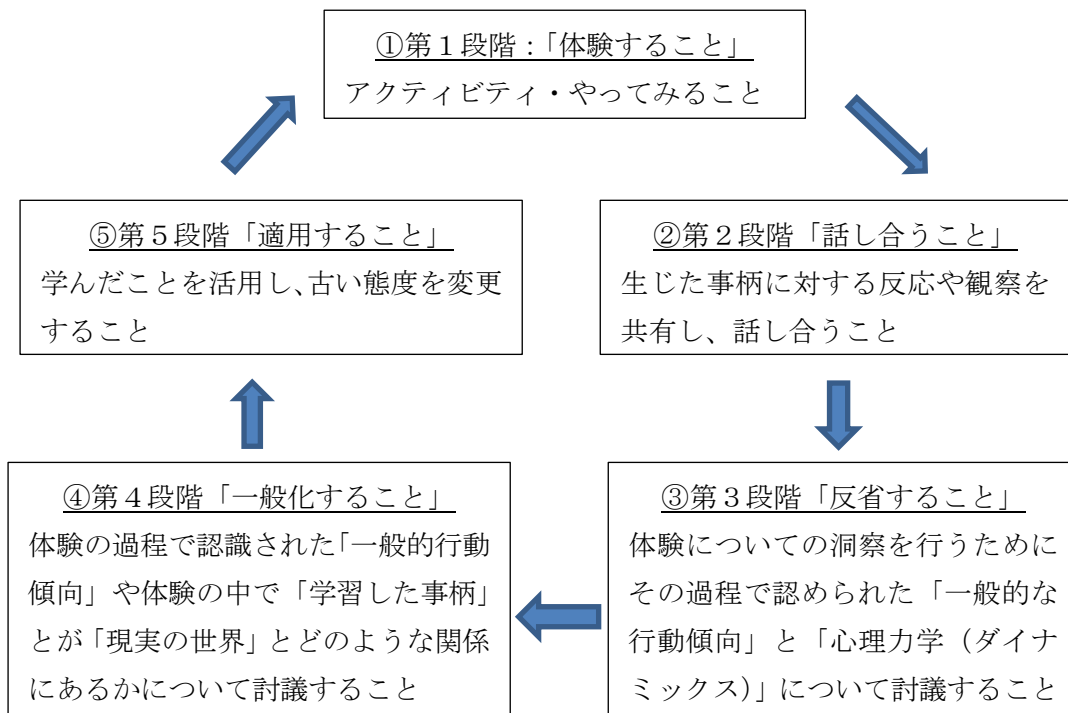
これまで、様々な場所で、一人一人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現のための取組が進められてきました。今後も、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚し、主体的な実践行動につなげるために、幼少期から高齢期までの生涯を通じ、個々の理解度・到達度に応じて学びを継続していくことが大切です。そのためにも、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、職場、地域社会などにおいて、様々な人権学習に主体的に参加できる機会を提供したり、推進者の育成を進めたりすることが求められています。

（５）学習方法の工夫

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を促進するためには、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成することが必要です。人権感覚は、言葉で説明して教えるといった指導方法では育てることができず、学習

者が自分で「感じ、考え、行動する」ことにつながるよう、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠です。そのためにも、学習者が他の学習者とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験する学習活動になるよう工夫することが大切と考えられています。

【参考】 「体験的な学習」に関する学習サイクル



上記における第1段階の「体験」は、必ずしも現実的な体験だけを意味するわけではない。むしろ、明確な目的意識の下に考案された学習活動（アクティビティ）に取り組むことによる疑似体験や間接体験をすることも含まれる。そこでは、ロールプレイング、シュミレーション、ドラマなど、多種多様な手法が用いられる。「体験的学習」のねらいは、「体験」を単なる「体験」に終わらせるのではなく、「話し合い」、「反省」、「一般化」、「適用」という具体的、実践的な段階を丁寧に踏むことによって、体験した事柄を内面化し、自己変容へと結び付けさせることにある。

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]より

◇推進プランのめざす方向

（１）推進プランの目標

あらゆる差別や人権侵害をなくし、平和ですべての人が幸せに生きる社会を実現させるために、米子市に人権文化を根づかせる教育を推進し、基本方針の具体化をめざします。

（２）推進プランの位置づけ

このプランは

1. 市民とともに、人権尊重社会の実現をめざし、取り組むべき方向を明らかにし、総合的かつ効果的な施策展開を図るための計画です。
2. 「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の理念を尊重し、教育行政の推進にあたって、人権尊重の視点を配慮するための指標となる総合的な計画です。
3. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に定めている「人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施」のための計画です。

（３）推進プランの期間

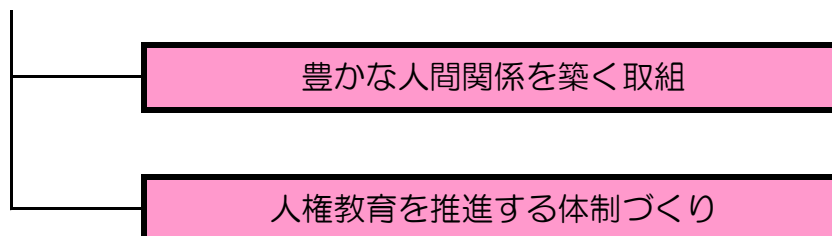
このプランは終期を定めるものではありませんが、市民意識調査等の結果に基づいて定期的に検証し、見直しを図ります。また、それ以外にも必要があれば修正・更新を行います。

（４）推進プランの評価

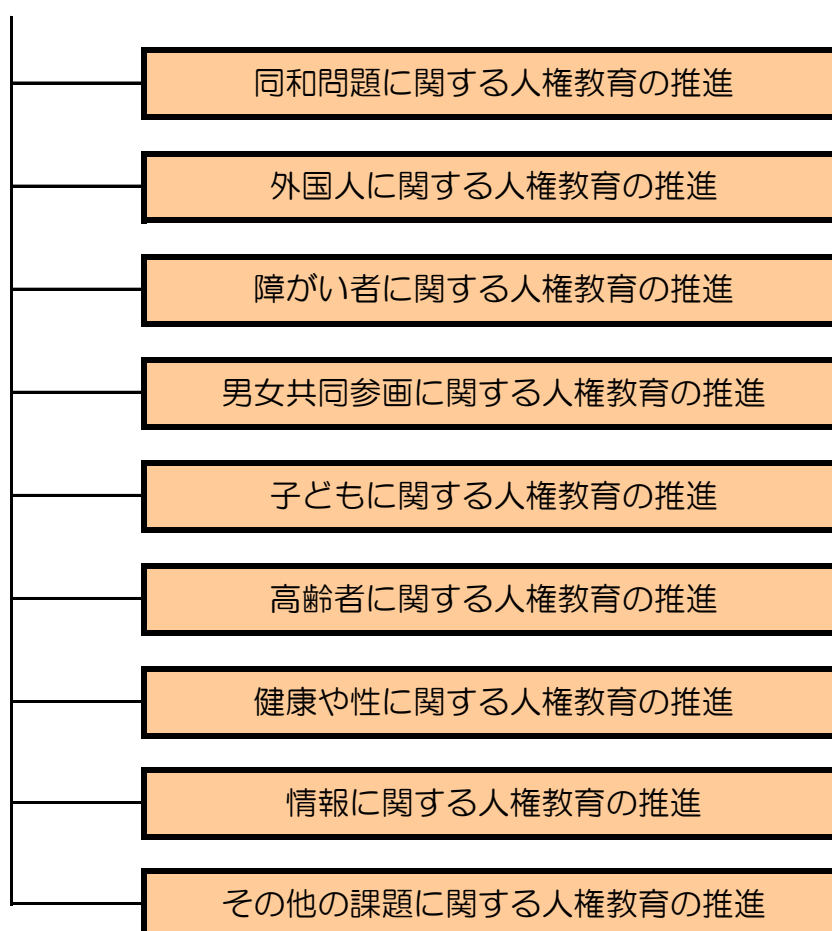
プランに基づく施策の推進状況について、毎年度評価します。評価にあたっては、関係機関、関係諸団体の意見を積極的に求めます。

(5) 推進プランの体系

I 普遍的な視点に基づくプラン



II 個別的な視点に基づくプラン



I 普遍的な視点に基づくプラン

普遍的な視点に基づくプランについては、米子市人権教育基本方針に示す人権教育における基本理念をもとに、「豊かな人間関係を築く取組」と「人権教育を推進する体制づくり」の2つで構成しています。

豊かな人間関係を築く取組

○ いのちの大切さを学ぶ人権教育を進めます

人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。しかし、現代社会においては、様々な面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起きています。生きることと人権がどうつながっているかを知り、様々な活動を通していのちの大切さを理解させるとともに、自分や他人のいのちを最大限に尊重する心を育てる必要があります。学校において、性教育や道徳教育を中心に、生命尊重の視点に立った教育を推進するとともに、家庭や地域社会に対する啓発を推進します。

【実践上のねらい】

- いのちの大切さ、人間の尊厳、人間らしい生き方を学ぶ
- 「生きること」や「身近な生活」と人権とのかかわりに気づく
- 人権の意義について考える
- 「人権を守る」ということについて考える

○ 自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます

自分の能力や可能性を発揮したり、自分を表現したりするためには、安心できる環境が必要です。また、他人や自分の心を傷つけてしまう行為の背景には、自分に自信や誇りを持ってないということがあります。このことから学校では、子どもたち一人一人が学ぶ楽しさとわかる喜びを実感できる教育活動を進めていくとともに、自分の存在が認められる居場所づくりに取り組む必要があります。また、家庭では、家族の一人一人が家庭での存在感を抱き、自分自身が家族の大切な一員であると実感できる家庭生活を営むことが求められます。そのために、学校や家庭における様々な活動を通して、自分自身を肯定的にとらえる自尊感情を育み、豊かな自己実現をめざす教育を推進します。

【実践上のねらい】

- 「心の居場所」のある集団・環境づくりを進める
- ありのままの自分自身を見つめ、自尊感情を培う

- 家族や仲間、様々な人に支えられて自分がいることに気づく
- 自分の個性を認め、可能性を伸ばす

○ 多様性を認め合い、豊かな人間関係を築く人権教育を進めます

近年、国際化の進展や価値観の多様化により、自分とは異なる文化や価値観を持つ人たちと出会う機会が増えています。このような中では、異質なものを排除し同質化を求める姿勢を改め、様々な文化や価値観などの多様性を認め合うことが大切です。また、自分と「ちがう」ことからの学びは、自分をより豊かなものへと高めることにつながります。そのために、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、人と人とがつながることの喜びや温かさを実感できる教育を推進します。

【実践上のねらい】

- 自分を豊かに表現する力を育てる
- 人と豊かにかかわる力を身につける
- 人とのかかわりを通して、様々な人の思いや願いを受けとめる
- 互いを認め合い、「共に生きる」生き方をめざす

人権教育を推進する体制づくり

○ 地域での人権ネットワークづくりを進めます

人々の人権意識を高めるためには、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校をはじめ、家庭、職場、地域社会など、あらゆる場と機会を通じて学習を進めることが重要です。そして、それぞれがその役割を果たすとともに、相互に連携しながら効果的な取組を進める必要があります。

現在、市内全11中学校区において人権教育推進組織がつくられ、保育所、幼稚園、認定こども園等、小・中学校が連携しながら、様々な取組が行われています。また、PTA*1における人権教育推進のための専門部や、各地区における人権教育推進のための協議会では、様々な研修や啓発活動が展開されています。

今後は、中学校区単位の推進組織を中心に、開かれた保育所、幼稚園、認定こども園等、学校づくりを進めながら、地域の教育力を高めていくとともに、豊かな人権意識を持つ子どもたちを育成することが必要です。また、地域における様々な人権教育推進組織が互いに連携するネットワークをつくり、人権文化が地域社会に根づく教育を推進します。

○ 人権教育を推進する人材の育成を進めます

人権教育の推進にあたっては、教育を受ける権利が保障され、一人一人の人権を大切にしながら、人権及び人権問題についての学習を深め、その解決に向けての意欲と実践力を培うことをめざす必要があります。そのためには、子どもたちの指導にあたる教職員や保育士が豊かな人権意識を持つために、効果のある教職員研修・保育士研修を行わなければなりません。

学校教育、家庭教育及び社会教育の推進のためには、人権教育の推進者を育成することが大切です。地域やPTA組織における推進者の研修を効果的に進め、それらの人材の活用を様々な形で図っていく必要があります。また、社会の中で様々な人権問題の解決に向けて取り組んでいる人たちも合わせて、本市における人権教育推進のための人材バンクとして整備し、あらゆる教育・啓発活動で活用していきます。

*1 PTA

各組織の正式名称としては「保護者と先生の会」などもあるが、ここでは便宜的に一律「PTA」の表現を使用する。なお、保育所、幼稚園及び認定こども園等における同様の組織についても、ここでは「PTA」の名称を使用する。

Ⅱ 個別的な視点に基づくプラン

はじめに

米子市人権教育推進プランに示した個別的な視点に基づくプランを推進するにあたり、以下の4つの視点を意識し取り組むことが重要です。

(1) 身の回りの課題解決に向けた実践的態度を培う

様々な人権問題を解決し、全ての人の人権が尊重される社会の実現をめざしていくためには、差別の問題を人ごととせず、自分の生き方と結びつけて考えていくことが必要です。

また、日常生活の中にある様々な人権に関する課題に気づき、その解決をめざして主体的にかかわる実践的態度を培うことが大切です。その際、お互いが対等で豊かな関係を築きながら学ぶ力を付けていくことも重要です。

(2) 差別の不合理性の認識を深める

個々の人権問題を解決していくためには、差別や人権侵害は不合理なものであることを認識するとともに、差別を見抜く感性を養うことが必要です。

また、被差別の立場に寄り添い、共感的に理解していくことも大切です。

さらに、偏見や差別につながる人々の意識や社会のあり方について考える必要があります。

(3) 人権獲得の歴史と人々の生き方に学ぶ

人権獲得に向けて、差別の現実と闘ってきた人々の姿から、生き方や生きることの意義を学ぶことができます。

個別的な人権問題について、それぞれの背景や解決をめざして取り組んできた人々の姿に学ぶことで、人のたくましさや尊厳についての認識を深めていくことが大切です。

(4) 様々な人権問題の学びへと発展させる

人権問題は歴史的な経緯や社会的背景等それぞれ異なりますが、これらの人権問題の多くは、差別の構造としての共通性があり、また、複合的な人権問題になっているという課題があります。

地域の実態に即した具体的な個々の学びを様々な人権問題の学びへと発展させ、さらには課題の解決に向けた実践力を養っていく取組が重要です。

同和問題に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

同和問題は、日本国憲法が保障している基本的人権の侵害に関わる重大な課題です。昭和40(1965)年に出された同和対策審議会答申*1に基づく特別対策事業により、同和地区における生活環境の改善をはじめ、各分野で見られた様々な格差が是正されてきましたが、今なお差別事象が相次いで発生する等、部落差別がなくなったわけではありません。

こうした状況を踏まえ、平成28(2016)年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行され、現在もなお部落差別が存在することが法律で明記されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識の下に差別解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、地方公共団体が「教育及び啓発を行うよう努めるものとする」こと等が条文に示されています。

米子市においては、同和問題についての正しい認識を培うための取組を、長年にわたって行ってきました。学校教育においては、同和問題学習を年間指導計画に位置づけ、歴史的事実の学習とともに現在の部落差別の実態や差別解消への取組についての学習を重ねています。また、社会教育においては、人権教育地域懇談会(小地域懇談会)を中心に地域での啓発活動が進められているほか、PTAによる保護者研修が活発に行われています。さらに、行政としても教職員研修、PTA研修及び市職員研修に同和問題学習を位置づけ、学校教育・社会教育における人権教育の啓発を支援する推進者の育成を図るとともに、各地区人権・同和教育推進協議会と連携を図り、人権教育地域懇談会や講演会を通して市民啓発を進めています。

同和地区においては、特別対策が行われる以前には、不就学や進学率の低さなどの課題がありましたが、地区と学校の連携によって、実態は改善されつつあります。現在も、読み聞かせ活動や地区学習会等を通して、子どもたちの学力・進路保障や社会的立場の自覚を深める取組を進めています。

このような取組によって、市民の同和問題に関する意識も変化しています。平成29(2017)年に実施した米子市人権問題市民意識調査では、身内と同和地区関係者との結婚について、「本人の意思を尊重し祝福する」と回答した市民が59.2%となり、前回調査から着実に増加しています。このことは教育や啓発の成果と評価できます。しかし、否定的な回答が25%を超えているという結果についても重く受け止めなければなりません。

また、全国的な問題としてインターネットを悪用した、同和地区関係者を攻撃する差別的な書き込みや動画の投稿、差別落書き、差別投書といった差別事象の発生も後を絶たず、適切な対応策が求められます。このような課題を解決するため、市民の協力のもとに引き続き人権尊重の視点に立った教育を推進していく必要があります。

2. 具体的な取組

(1) 同和問題学習の推進

①学校教育の推進

ア. 同和問題を正しく理解し、部落差別解消に向けての意欲と実践力を育てる取組を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 小・中学校の連携を図り、9年間の系統的かつ計画的な指導内容を作成し、小中一貫した教育を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育および啓発の推進

ア. 保育所、幼稚園、認定こども園等、学校における保護者研修や広報活動を通して、同和問題を正しく理解するための保護者啓発を推進します。

〈人権政策課・学校教育課・子育て支援課〉

イ. 啓発誌「心ゆたかに」の発行等の広報活動を推進します。

〈人権政策課〉

ウ. 人権教育地域懇談会、公民館講座等を通して市民啓発を推進します。

〈人権政策課・生涯学習課〉

エ. 隣保館・地区会館の活動を通して、同和地区内外の住民の交流を進めるとともに、周辺地域や関係機関への情報発信に努めます。

〈人権政策課〉

オ. 米子市人権問題企業連絡会との連携を強化するとともに、米子市人権教育推進員による企業研修等を通して、企業への啓発を推進します。

〈人権政策課〉

カ. インターネットにおける同和問題に係る悪質かつ差別的な書き込みなどのモニタリングを行い、教育・啓発に生かします。

〈人権政策課〉

(2) 同和地区住民への支援

①幼児の発達保障及び児童生徒の学力・進路保障

ア. 米子市同和保育基本方針及び米子市同和保育実施要綱に基づいて、同和地区幼児の発達保障を図ります。

〈子育て支援課・人権政策課〉

イ. 同和地区児童生徒の学力や適性に応じた進路指導に努めます。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 同和地区児童生徒の仲間づくりを進めるとともに、自らの社会的立場の自覚を深めるための学習活動や交流活動の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

②同和地区住民への学習支援

ア. 隣保館・地区会館における学習機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

(3) 推進者の育成

①保育者等研修の充実

ア. 同和問題に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈子育て支援課・人権政策課〉

②教職員研修の充実

ア. 同和問題に関する認識を深め、同和問題学習の推進を図るための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 同和地区児童生徒の諸活動を支援するための研修と情報交換の機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 同和地区関係校と隣保館・地区会館との連携を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

③社会教育における推進者の育成

ア. 隣保館職員を同和地区における啓発指導者として位置づけ、研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

イ. 地域における啓発推進者の育成を図るため、人権教育地区推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

ウ. P T A研修におけるリーダーを養成するための研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

エ. 人権教育地域懇談会等の市民啓発にリーダー的役割が果たせるよう、市職員の研修機会の充実を図ります。

〈職員課・人権政策課〉

* 1 同和对策審議会答申

昭和 40（1965）年に同和对策審議会が内閣総理大臣の諮問に対して提出した答申。以後の同和行政の基本的指針となる。「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、さらに同和問題の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」として、国の責任を明らかにした。

外国人に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

国際化が進む中で、わが国に定住する外国人は年々増加しています。また、平成31（2019）年に「改正出入国管理法」が施行され、今後も定住する外国人が増加することが予想されています。地域、学校、職場等、様々な場面で外国人と接する機会が日常的になってきていますが、人種や民族、言語、宗教、生活習慣等、私たちの理解と認識は、必ずしも十分とは言えない面があります。このようなことに起因して、外国人に対する様々な差別や偏見が存在しています。中でも近年、特定の民族や国籍の人を排除する差別的な言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会的な問題となっています。このような状況の中、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、国と地方公共団体による相談体制の整備や教育の充実、啓発活動など、対策を講ずるよう定められました。

米子市に在住する外国籍の人は約1400人（令和2（2020）年8月現在）で、市人口の約0.9%にあたります。国籍（地域）別で、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピン等、約40の国と地域の方々が在住されています。

そのうち約3割は韓国・朝鮮籍の人で、その多くは様々な歴史的経緯によって日本に定住することになった人とその子孫です。全国的な問題としてこの在日韓国・朝鮮人に関しては、ヘイトスピーチに見られるように偏見や差別が残っており、本名を名乗って暮らしにくい状況が依然としてあります。また、政治的にも社会的にも権利が制限されていることなど、多くの課題を残しています。さらに、時間の経過とともに在日韓国・朝鮮人を取り巻く環境は変化し、祖国とのつながりがなくなった人や日本国籍を有しながらも日本と韓国・朝鮮の2か国にルーツがあるという人が増え、置かれている立場や意識、考え方は多様化しています。

また、留学、就労、国内企業での技能実習等での入国や、国際結婚等による外国出身者の増加も顕著です。国際結婚等に伴い、外国と日本の2か国にルーツのある子どもたちも増加しています。今後も日本で生活する外国人がさらに増加することが予測されますが、これらの人たちにとっては、言葉が通じないことや、文化や習慣などの違いも、日本で暮らし始める際の課題の一つになっています。一方、外国にルーツのある子どもたちの中には、母国やルーツである国や地域の言葉、文化を十分には理解していないために、アイデンティティ*1の確立が不十分な子どももいます。アイデンティティ*1を確立するためには、ルーツである国や地域の言葉や文化を学ぶことが大切です。

このような現状を考えると、日本以外の諸外国に目を向けた国際交流とともに、市内で暮らす外国人との共生をめざす「内なる国際化」に向けて多文化共生*2の取組を進め、

誰もが豊かに生活できるまちづくりを進めていく必要があります。

2. 具体的な取組

(1) 多文化共生*2の視点に立った国際理解教育の推進

①就学前教育の推進

ア. 読み聞かせや遊び等を通して、異文化理解につながる取組を推進します。

〈子育て支援課・人権政策課〉

②学校教育の推進

ア. 国籍や民族などの異なる人々が、互いに「ちがい」を理解し合い、共に支え合いながら生活する社会をめざした多文化共生*2のための学習を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 在日韓国・朝鮮人への偏見や差別意識を解消するために、在日韓国・朝鮮人に関する歴史的・社会的経緯を理解する学習を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 外国人児童生徒等及びその保護者や家族のもつ文化や体験を生かした教育活動を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

エ. 異文化理解を進めるために、A L T（外国語指導助手）やC I R（国際交流員）、外国出身ゲストティーチャーの活用を図ります。

〈学校教育課・人権政策課・地域振興課〉

③社会教育及び啓発の推進

ア. 保育所、幼稚園、認定こども園等、学校における保護者研修や広報活動を通して、外国人に係る問題を正しく理解するための保護者啓発を推進します。

〈子育て支援課・学校教育課・人権政策課〉

イ. P T A研修講座や公民館講座、直接外国人と外国の文化に触れる体験事業等を通して、様々な国や民族の文化を知るための機会の充実を図ります。

〈人権政策課・生涯学習課・地域振興課〉

ウ. 在日韓国・朝鮮人への偏見や差別意識を解消するために、在日韓国・朝鮮人に関する歴史的・社会的経緯を理解する市民啓発を推進します。

〈人権政策課・生涯学習課〉

エ. 外国人の雇用促進や就労環境の整備についての企業啓発を推進します。

〈人権政策課・経済戦略課〉

オ. ヘイトスピーチ解消の必要性について理解する啓発を推進します。

〈人権政策課〉

(2) 外国人児童生徒等及びその保護者への支援

①学力・進路保障

ア. 外国人児童生徒等への適切な対応を図るために、小・中学校における状況や保育所、幼稚園、認定こども園等の状況の把握に努めます。

〈子育て支援課・学校教育課・人権政策課〉

イ. 外国人児童生徒等の就学や学習指導等に関して、適切な手立てを講じるために指導の手引きの活用を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 日本語の習得が十分でない児童生徒の就学や学習指導等への支援として、日本語教育推進員や外国語支援員、国際交流員の派遣、翻訳機の活用を図ります。

〈学校教育課・人権政策課・地域振興課〉

エ. 学校が進路に関する説明を行う際には、必要に応じて通訳の派遣や翻訳機の活用などの支援を行います。

〈学校教育課・人権政策課・地域振興課〉

オ. 日本語の習得が十分でない生徒の高校入試に関して、適切な配慮を鳥取県教育委員会に要請します。

〈学校教育課〉

②アイデンティティ*1の確立

ア. 外国人児童生徒等が、自らのルーツとなる国の歴史・文化・言語等を学習する場のあり方を検討します。

〈学校教育課・人権政策課〉

③保護者への日本語指導

ア. 外国出身保護者の日本語指導を進めるために、識字・日本語教室*3の充実や、関係機関との連携を図ります。

〈人権政策課・地域振興課〉

イ. 日本語指導ボランティアの育成と活用に努めます。

〈人権政策課〉

④教育・児童福祉に関する多言語サービス

- ア. 子育てや教育・児童福祉に関する様々な情報についての多言語サービスを実施するなど、日本語の習得が十分でない保護者に対する教育相談体制の充実を図るとともに、保育制度や教育制度を理解するための、多言語による手引きの活用を図ります。

〈子育て支援課・こども相談課・学校教育課・人権政策課・地域振興課〉

- イ. 入所や入学など必要な場面において、保護者と保育所、幼稚園、認定こども園等、学校との意思疎通を図るために、通訳の派遣や翻訳機の活用を図ります。

〈子育て支援課、学校教育課・人権政策課・地域振興課〉

- ウ. 市立図書館や人権情報センター等における外国語図書の充実を図ります。

〈生涯学習課・人権政策課〉

(3) 推進者の育成

①教職員研修の充実

- ア. 在日韓国・朝鮮人問題に関する理解を深めるとともに、その実態に応じた研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

- イ. 外国人児童生徒等の教育的課題について理解を深めるための研修を実施するとともに、各校における課題の把握に努めます。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育における推進者の育成

- ア. 地域における啓発推進者の育成を図るため、人権教育地区推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

*1 アイデンティティ

自分は何者であり、何をなすべきか、という個人の中の感覚や意識。

*2 多文化共生

国籍や民族などが異なる人々が、言葉や文化、価値観などの違いを互いに理解し合い、共に支え合って生きていくこと。

＊３ 識字・日本語教室

米子市内及びその周辺で生活する外国人を対象とした日本語教室。米子市内の隣保館で開催している。

障がい者に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

国連では、平成18（2006）年に障がいのある人の権利と尊厳を保護することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国も平成26（2014）年に批准しました。また、わが国では、平成23（2011）年に「障害者基本法」が改正され、「障がいを理由とする差別の禁止」とともに「共生社会の実現」をめざしていくことが理念として掲げられました。これらの理念を実現するために、平成28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら住み慣れた地域で暮らすことができる共生社会の実現をめざすための取組が進んでいます。

一方で、障がいのある人を取り巻く状況については、段差の解消や情報保障といったバリアフリーへの取組やユニバーサルデザイン^{*1}の理念の広がりなどを通して、「合理的配慮」の提供など、生活環境における社会的障壁（バリア）は徐々に解消されてきました。しかし、心理的なバリアについては、障がい特性への無理解や偏見といった課題が残っており、身体、知的、精神の各障がいに加え、発達障がい^{*2}への理解や認識を深め、障がいの特性に応じた配慮や手助けができるよう教育や啓発を進めていく必要があります。

市内の小・中学校では、特別支援学校や障がい者福祉施設との交流、学校内での特別支援学級と通常の学級との交流、また、中学校の職場体験活動でも、障がい者福祉施設での体験を通して障がい特性への理解を図る取組が行われています。加えて、平成31（2019）年に施行した「米子市手話言語条例」に基づき、手話に触れる、体験する活動を行うなど、障がいの特性に応じたコミュニケーションの多様性について学んでいます。しかし、学校では子どもたちのかかえている不満やストレスから、障がいを表す言葉で相手を攻撃するような事例が未だに報告されており、交流活動にあたっては、障がいのある人となない人が交流する意味を理解し、双方にとって有意義なものとなるような活動にしなければなりません。

また、米子市では、平成30（2018）年4月に福祉保健部と教育委員会事務局が協働し、部局横断型の総合的な子育て支援体制の整備を図られました。発達に課題がある乳幼児について、社会生活上の困りに気づき、早期から適切な支援を行うことができるよう、5歳児健診を実施するなど、乳幼児健診と発達支援の充実を図るとともに、支援を必要とする乳幼児とその保護者に就学前から保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、就労へと切れ目ない支援体制を整えることを目的としています。障がいのある児童生徒への適切な指導のためにも、特別支援教育の意義を幅広く周知していくとともに、

その推進を図るための様々な条件整備に努めていく必要があります。

さらに、これらの取組のなかで、障がいのある児童生徒の保護者に対しても、就園や就学、医療や障がい福祉サービスの利用などに係る情報提供を積極的に行い、保護者の不安解消を図るための支援を行っていく必要があります。

障がいのある人が必要な支援を受けながら地域社会で安心して暮らすためには、教育、福祉、医療、労働の連携が不可欠です。今後、これら関係機関との連携を一層深めていくとともに、地域の中で障がいの特性を正しく理解し、関わっていく人材を育てていくことも大切なことです。公民館講座などの社会教育や学校 PTA の活動などを通じ、障がい特性への理解を深める学習の機会を提供する取組を積極的に進めていく必要があります。

2. 具体的な取組

(1) 障がい特性への理解と共生に関する教育の推進

①学校教育の推進

ア. 障がいの種類や程度によるバリア（障壁）の違いを理解し、障がいに対する偏見を解消し、人権を尊重するための教育を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 小・中学校において特別支援学級等への理解を深めるため、特別支援学級児童生徒と通常の学級児童生徒との交流及び共同学習を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 地域における障がい者との共生をめざし、特別支援学校の幼児及び児童生徒と保育所、幼稚園、認定こども園等、小・中学校の幼児及び児童生徒との交流や、障がい者福祉施設と幼児及び児童生徒との交流を推進します。

〈学校教育課・子育て支援課・こども相談課・人権政策課〉

エ. 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段についての学習を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育及び啓発の推進

ア. 保育所、幼稚園、認定こども園等、学校における保護者研修や広報活動を通して、特別支援学級の活動や発達障がい*2を含めた障がい特性を理解するための保護者啓発を推進します。

〈子育て支援課・学校教育課・人権政策課〉

イ. P T A 研修講座、公民館講座等を通して、障がい特性への理解を深める啓発や特性に応じたコミュニケーション手段についての学習の充実を図ります。

〈生涯学習課・人権政策課・障がい者支援課〉

ウ. 地域における障がい者との共生をめざし、住民と当事者を含めた福祉関係者との交流を推進します。

〈障がい者支援課・人権政策課〉

エ. 障がい者の雇用を促進するための企業啓発を推進します。

〈人権政策課・障がい者支援課・経済戦略課〉

(2) 支援の充実及び特別支援教育の推進

①早期支援と支援体制の充実

ア. 乳幼児健診、5歳児健診及び相談事業の充実を図り、障がいを早期に発見するとともに適切な支援を進めます。

〈健康対策課・こども相談課〉

イ. 保育所、幼稚園、認定こども園等における特別な配慮を要する乳幼児への保育の充実と受け入れ体制の整備を図ります。

〈子育て支援課・こども相談課〉

ウ. 教育、福祉、医療、労働の連携を図り、特別な配慮を要する乳幼児の個別の教育支援計画を作成し、生涯にわたる教育支援に努めます。

〈子育て支援課・学校教育課・障がい者支援課・健康対策課・こども相談課〉

エ. 米子市児童発達支援センターあかしの機能を活用した療育支援の充実を図るとともに、医療・福祉・教育関係機関との連携を強化します。

〈こども相談課〉

②特別支援教育の推進

ア. 個別の教育支援計画を作成している特別支援学級児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する発達障がい*2等のある児童生徒に対して個別の指導計画を作成し、適切な支援を行います。

〈学校教育課〉

イ. 特別の指導を行う必要がある児童生徒に対して、個別の教育支援計画を作成してまなびの教室やことばの教室などの通級による指導を活用した支援の充実を図るとともに、在籍学級との連携を強化します。

〈学校教育課〉

ウ. 障がいのある児童生徒が豊かな学校生活を送るために、教育諸条件の整備を図ります。

〈学校教育課・教育総務課〉

エ. 障がいのある児童生徒の進路保障に努めるとともに、障がいのある生徒の高校

入試に関して、適切な配慮を鳥取県教育委員会に要請します。

〈学校教育課〉

③相談体制の充実

ア. こども相談課や米子市児童発達支援センターあかしやにおける相談の充実を図るとともに、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、教育委員会における相談機能の充実を図ります。

〈子育て支援課・学校教育課・こども相談課・障がい者支援課〉

イ. 通級による指導の充実及びLD等専門員による巡回教育相談の充実を図ります。

〈学校教育課〉

ウ. 多様な相談に対応するために、特別支援学校のセンター的機能との連携を強化します。

〈子育て支援課・学校教育課・こども相談課〉

エ. 障がいのある幼児及び児童生徒やその保護者、教職員を支援するため、教育や福祉、医療等の地域の関係機関と連携して、就学相談や教育相談等に関する情報を収集・提供するネットワークづくりを推進します。

〈子育て支援課・学校教育課・障がい者支援課・こども相談課〉

(3) 推進者の育成

①保育士研修の充実

ア. 発達障がい*2を含め、障がいに関する専門的な知識や指導技術の向上を図るための研修機会の充実を図ります。

〈子育て支援課・こども相談課・人権政策課〉

②教職員研修の充実

ア. 発達障がい*2を含め、障がいに関する専門的な知識や指導技術の向上を図るための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 特別支援学級担任、特別支援教育主任に対する研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 教職員と障がい者福祉施設関係者との交流を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

③社会教育における推進者の育成

ア. 障がいのある児童に対して適切な学童保育を行うために、なかよし学級指導者に対する研修を実施します。

〈子育て支援課・学校教育課・人権政策課〉

イ. 地域における障がい者の活動を保障するため、社会教育関係団体の指導者等に対する研修を支援します。

〈人権政策課・スポーツ振興課・生涯学習課〉

④ボランティア活動の振興

ア. ボランティア団体等の活動に対する支援を図ります。

〈障がい者支援課〉

イ. 手話通訳者、要約筆記者、点字翻訳者等の活動に対する支援を図るとともに、その活用を推進します。

〈障がい者支援課〉

ウ. 障がい特性への理解を深める学習を進めるための人材や施設等の状況を把握し、積極的な情報提供に努めます。

〈学校教育課・人権政策課・子育て支援課・障がい者支援課〉

*1 ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、すべての人が利用しやすいように環境や建物、製品等をデザインすること。近年では、建物や製品のデザインのみにとどまることなく、社会のしくみや制度づくりも含めて、地域社会全体まで発展させていこうとする動きもある。

*2 発達障がい

この法律において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。（発達障害者支援法抜粋）

男女共同参画に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

国連は、昭和50（1975）年を国際婦人年と定め、昭和54（1979）年には女子差別撤廃条約が採択され、平成12（2000）年には国連特別総会「女性2000年会議」が開かれるなど、世界的に女性の人権の保障や地位の向上、社会参加への取組が進められてきました。

わが国では、昭和60（1985）年に「女子差別撤廃条約」の批准によって法や制度の整備が大きく進展しました。そして、平成11（1999）年には男女共同参画社会基本法が制定され、その翌年には同基本計画が策定されました。しかしながら、世界各国の男女平等の度合いを指数化した「ジェンダー・ギャップ指数*1」（令和元（2019）年）の報告によると、調査対象の153カ国中、日本は121位と、依然として低いレベルにとどまっており、主要7カ国（G7）では最下位でした。

米子市では平成17（2005）年に男女共同参画推進室（翌々年には男女共同参画推進課に名称変更）を設置し、平成15（2003）年に策定した「米子市男女共同参画推進計画」（平成20（2008）年に一部改訂）に示す取組を進めてきました。また、平成22（2010）年には、「男女共同参画推進条例」を制定し、その条例の基本理念に基づいて、平成30（2018）年に「第3次米子市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組まれています。

学校教育では、すべての学校が男女混合名簿を使用するなど、男女平等の視点に立って、教育課程、学校運営、行事の企画運営の見直しや点検が行われています。また、米子市教育委員会や鳥取県教育委員会の資料を活用し、性別による固定概念を見直す学習が推進されています。

家庭や職場においても、男女共同参画が日常生活の中で意識されるようになってきましたが、平成29（2017）年に実施した米子市人権問題市民意識調査では、性別による固定的な役割分担意識が依然としてあり、マタニティ・ハラスメント*2や育児休暇の取りづらさを感じている市民が多く、社会全体を通してはまだ男女共同参画への意識が定着していない現状があります。男女共同参画社会の実現をめざすには、学校教育とともに、家庭教育や社会教育の中で意識改革を更に推進していく必要があります。

男女共同参画社会の実現には、政策決定をはじめ様々な面での男女の平等が図られなければなりません。しかし、育児や介護等における役割分担に男女間の不平等があり、女性の社会進出を阻害しています。女性の社会進出のためには、男性の家事・育児・介護への積極的な関わりが必要であり、そのためにはワーク・ライフ・バランス*3の推進や労働条件の整備が不可欠です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）*4、性犯罪、売買春、様々なハラスメント*2、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となっています。DV

防止法*⁵の施行や、ハラスメント*²の防止対策が実施される中で、人々の問題意識はそれを許さない方向にあります。女性に対する暴力をなくしていくためには、学校教育だけでなく、社会全体で意識改革をしていかなければ効果は期待できません。テレビや雑誌等から誤ったメッセージを受け取ることや、家族内で暴力を容認するような関係があることについて、家庭教育や社会教育の中で考えていく必要があります。

また、妊娠・出産及び性に関する女性の健康支援・権利尊重に関する教育・啓発を推進していく必要があります。

2. 具体的な取組

(1) 男女共同参画に関する教育の推進

①就学前教育の推進

ア. 幼児期から男女平等意識を育てるための保育や教育を推進します。

〈子育て支援課・人権政策課〉

イ. 保育所、幼稚園、認定こども園等における様々な活動を、男女平等の視点から見直します。

〈子育て支援課・人権政策課〉

②学校教育の推進

ア. 男女平等意識を育て男女共同参画社会の実現に向けての実践力をつけるための教育を推進します。

〈学校教育課・人権政策課・男女共同参画推進課〉

イ. 学校における様々な活動を、男女平等の視点から見直します。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 様々なメディアから得る情報の中から、社会的に作られた男らしさ、女らしさを助長するような情報を見抜くことのできる力の育成を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

③社会教育および啓発の推進

ア. 保育所、幼稚園、認定こども園等、学校における保護者研修や広報活動を通して、社会的に作られてきた男女差についての理解を深めるための保護者啓発を推進します。

〈人権政策課・学校教育課・子育て支援課〉

イ. 様々な機会を通して、男性の家事・育児・介護への参加に関する意識啓発を推進します。

〈男女共同参画推進課・人権政策課・生涯学習課〉

- ウ. 保育活動及び教育活動に保護者が積極的に参加できるような社会的条件整備に向けて、企業啓発等を推進します。

〈男女共同参画推進課・子育て支援課・学校教育課・人権政策課・経済戦略課〉

- エ. P T A研修や公民館講座等を通して、社会的に作られてきた男女差や妊娠・出産及び性に関する女性の健康支援・権利尊重についての理解を深めるための市民啓発を推進します。

〈人権政策課・生涯学習課・男女共同参画推進課・子育て支援課〉

(2) あらゆる暴力の防止

①様々なハラスメント*2防止に向けての取組の推進

- ア. 加害者や被害者にならないよう、様々なハラスメント*2防止のための啓発や相談窓口の情報提供に努めます。

〈男女共同参画推進課・人権政策課〉

②DV・性暴力防止に向けての取組の推進

- ア. 啓発冊子の活用や研修講座の開催等によって、男女間における暴力防止に関する啓発を推進します。

〈男女共同参画推進課・こども相談課〉

- イ. DV被害者の救済に関してシェルター*6等関係機関との連携を図るとともに、保育所等、学校への入所や入学については特別の配慮を講じます。

〈こども相談課・子育て支援課・学校教育課・男女共同参画推進課〉

- ウ. DV・性暴力被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

〈こども相談課〉

(3) 推進者の育成

①保育者等研修の充実

- ア. 男女共同参画に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈子育て支援課・人権政策課〉

②教職員研修の充実

- ア. 男女共同参画に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

③社会教育における推進者の育成

ア. 米子市男女共同参画センター活動コーディネーターの育成を支援します。

〈男女共同参画推進課〉

イ. 地域における啓発推進者の育成を図るため、人権教育地区推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

* 1 ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index : GGI)

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータから構成され、男女格差を測る指数のひとつです。

* 2 ハラスメント

相手に対して行われる「嫌がらせ」のことで、相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることを指します。現在は、セクシャル・ハラスメント（セクハラ）やパワー・ハラスメント（パワハラ）、モラル・ハラスメント（モラハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）、スモーク・ハラスメント（スモハラ）など、様々なハラスメントが問題となっている。

* 3 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」という意味。一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活等においても、多様な生き方が選択、実現できること。

* 4 DV (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人等、親密な関係にある（またはあった）パートナーから受ける身体的・精神的・経済的・性的な暴力等、様々な形態の暴力。

* 5 DV 防止法

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。

* 6 シェルター

DV 被害者が、DV または加害者から避難するための居住スペース。NPO が運営しているものが主流である。

子どもに関する人権教育の推進

1. 現状と課題

子どもの人権の尊重とその福祉の保障に関しては、これまで日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理や理念が示されてきました。平成元（1989）年には「子どもの権利条約^{*1}」が国連総会で採択され、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4点を一般原則とした上で具体的に子どもの権利について規定し、子どもを権利行使の主体として位置づけました。

「子どもの権利条約^{*1}」は、わが国でも平成6（1994）年に批准されました。さらに、平成28年（2016）年に改正された「児童福祉法」において「子どもの権利条約^{*1}」の基本理念が盛り込まれ、「児童虐待の発生予防」と「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」、さらに「被虐待児童の自立支援」などの観点から対策の強化が図られました。

一方、子どもたちを取り巻く環境は、少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化など急激な変化を受けて、価値観や生活様式などが多様化しています。そうした環境の中で、子どもたちは自尊感情やコミュニケーション能力の低下、体力・運動能力の低下などの課題に直面しています。

このような状況の中で、子どもの人権に関わる様々な問題が起こっています。いじめや不登校は、依然として学校教育の大きな課題です。平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、その基本方針に基づき、米子市では「米子市いじめ防止基本方針」を、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」を策定して、いじめ防止の取組を進めています。さらに、「子どもの権利条約^{*1}」の趣旨の徹底を図り、子どもたち同士、あるいは子どもたちと教職員の間に豊かな人間関係を築いて、人権が守られる教育環境を作り上げていかなければなりません。

また、家庭における児童虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト）の問題も深刻化しています。米子市においては、平成14（2002）年に「児童虐待防止ネットワークよなご」を結成し、その後、平成18（2006）年には「米子市要保護児童対策地域協議会」へと組織を拡大し、児童虐待の防止等に努めていますが、地域社会での人間関係の希薄化や家族形態の変化などから、保護者の家庭や地域における子育ての孤立化が進み、育児不安が児童虐待につながることも多く、通告及び相談件数も近年増加しています。

子育てへの支援については、少子化の急速な進行や、家庭や地域での子育てをめぐる環境の著しい変化に対応すべく、国においては平成24（2012）年に「子ども・子

育て支援法」をはじめとする子育て関連3法が成立し、平成27（2015）年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始しました。これにあたり、米子市では「安心して子どもを産み育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」を基本理念として「米子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2（2020）年度からは「第2期計画」が開始しており、子どもの人権の尊重や福祉の保障等についての具体的な取組を明らかにしています。

現在、子どもの生活全体が、大人の都合によって変えられてきています。食事、睡眠等の基本的生活習慣が親の生活習慣に沿う形で崩れつつあり、改善するためには学校と家庭が連携を図るとともに、地域社会全体で課題のある家庭と関係を築いていくような取組が必要です。子育てに関する学習機会や相談体制の充実を図るとともに、深刻な状況にある子どもや家庭に対して、組織的に対応できるような支援体制を地域の中に確立する必要があります。

2. 具体的な取組

（1）子どもの人権を大切にする教育の推進

①子どもにとって楽しい学校づくり

ア. 児童生徒一人一人が、学ぶ楽しさとわかる喜びを実感できる授業づくりに向けて、指導方法の工夫改善を図ります。

〈学校教育課〉

イ. 児童生徒一人一人が互いに支え合い、認め合う学級づくりに向けて、指導方法の工夫改善を図ります。

〈学校教育課〉

②子どもの権利条約^{*1}に関する活動の推進

ア. 学校において子どもの権利条約^{*1}に関する学習を推進します。

〈学校教育課〉

イ. 児童会や生徒会活動等の自治の取組をはじめ、学校におけるあらゆる活動を通して、児童生徒が意見を表明する力や活動を運営する力を培う場や機会を設定するなど、子どもの権利条約^{*1}の趣旨を生かす主体的な活動を推進します。

〈学校教育課〉

（2）子どもの人権を守る取組の推進

①児童虐待の防止

ア. 医療機関、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校等の連携を強化し、妊娠期

から学齢期の子どもやその保護者に対する切れ目ない相談支援体制の充実を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

〈こども相談課・子育て支援課・健康対策課・学校教育課〉

- イ. 児童虐待に関する情報を関係機関で共有し、適切に対処するために、要保護児童対策地域協議会の充実を図ります。

〈こども相談課・子育て支援課・学校教育課・健康対策課・福祉課・障がい者支援課〉

- ウ. 児童虐待防止に関する市民啓発を推進します。

〈こども相談課・人権政策課〉

②いじめ対策の推進

- ア. いじめの未然防止に努めるとともに、児童会や生徒会活動が主体となったいじめを許さない仲間づくりや、いじめに関するガイドブックを活用した取組を推進します。

〈学校教育課〉

- イ. いじめの早期発見、早期解決のための体制を整え、迅速に対応します。

〈学校教育課〉

- ウ. いじめに関する相談機関の周知と、学校と関係機関との連携を図ります。

〈学校教育課・こども相談課・人権政策課〉

③不登校対策の推進

- ア. 保育所、幼稚園、認定こども園と小学校が、就学に関わる情報交換等の連携を図りながら、不登校の未然防止に努めます。

〈こども相談課・子育て支援課・学校教育課〉

- イ. 不登校児童生徒に関する情報を把握し、指導に生かすとともに、不登校児童生徒に対する学力・進路保障を図ります。

〈学校教育課〉

- ウ. 米子フレンドリー・ルームにおける指導の充実を図るとともに、小・中学校と米子フレンドリー・ルームとの連携を図ります。

〈学校教育課〉

- エ. 医療機関、児童相談所等の関係機関との連携を図ります。

〈学校教育課・こども相談課〉

④相談体制の充実

- ア. 児童生徒及び保護者、教職員の様々な教育相談に対応するために、スクールカ

ウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用します。

〈学校教育課〉

- イ. 体罰やスクール・セクハラ*2、少年非行等に関する児童生徒及び保護者の相談に対応できるよう、相談機能の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課・こども相談課〉

⑤安全対策の確立及び被害に遭った児童生徒への支援

- ア. 児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないように、学校安全管理マニュアルを整備し、不審者対策を推進します。

〈学校教育課・生涯学習課・防災安全課〉

- イ. 学校・地域社会における事故防止と安全対策に努めます。

〈学校教育課・生活年金課・防災安全課〉

- ウ. 犯罪、いじめ、児童虐待等により傷ついた子どもに対して、児童相談所等との連携によるカウンセリング等の実施によって、精神的な立ち直りを支援します。

〈学校教育課・こども相談課・人権政策課〉

(3) 家庭や地域社会における教育・子育て機能の充実

①家庭教育・子育てに関する教育及び啓発の推進

- ア. 保育所、幼稚園、認定こども園等、学校における保護者研修、PTA子育て講座、公民館講座等を通して、現在の子どもの実態を踏まえた子育てのあり方や、親子が共に学び、育ち合う家庭教育の啓発を推進します。

〈人権政策課・学校教育課・子育て支援課・こども相談課・生涯学習課〉

②家庭教育・子育てに関する相談支援体制の整備・充実

- ア. こども総合相談窓口において、子育てについての相談支援体制の充実を図ります。

〈こども相談課・子育て支援課・健康対策課〉

- イ. 子育てサークルの育成と支援を図るとともに、そのネットワークづくりを推進します。

〈こども相談課〉

- ウ. 地域の中で安心して子育てができるように、子育て支援センターの充実を図ります。

〈こども相談課〉

- エ. 保育所、幼稚園、認定こども園における地域の子育て支援センター的機能の充

実を図ります。

〈子育て支援課〉

オ. 地域における保育サービスの情報を把握し、積極的な情報提供に努めます。

〈こども相談課・子育て支援課〉

③企業等における子育て支援意識の啓発

ア. 子育て支援に関する企業啓発等を支援します。

〈男女共同参画推進課・経済戦略課〉

(4) 推進者の育成

①保育者等及び教職員研修の充実

ア. 子どもの権利条約^{*1} 等、子どもの人権保障の観点に立った研修機会の充実を図ります。

〈子育て支援課・学校教育課・人権政策課〉

イ. 体罰やスクール・セクハラ^{*2}を防止するための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育における推進者の育成

ア. 民生・児童委員や社会教育関係団体の指導者等、地域で子どもに関わる人材に対する研修の機会を提供するとともに、関係者・関係団体を結ぶネットワークづくりを推進します。

〈生涯学習課・学校教育課・人権政策課・長寿社会課・こども相談課・スポーツ振興課〉

*1 子どもの権利条約

ここでいう子ども（児童）とは、18歳未満の者をさす。

*2 スクール・セクハラ

学校におけるセクシュアル・ハラスメント。

高齢者に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

わが国では、世界に類を見ないほど高齢化が急速に進んでいます。米子市の高齢化率は、令和2（2020）年4月現在で29.0%となっており、年々高くなっている状況があります。

高齢者も含め、あらゆる人たちが地域の中で生きがいを感じ、充実した生活を送るために、住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会をつくりあげていくことが、高齢者にとっては必要なことです。また、働く場の確保や地域とのつながりなど、高齢者の社会参画を促進していくことも大切です。

家庭や地域社会の連携が希薄になっている現在、高齢者と子どもたちの交流は重要な意味を持っています。高齢者にとっては地域社会への貢献という活躍の場を持つことができ、子どもたちにとっては地域の文化に目覚め、地域の人々と豊かな関係を築こうとする意欲が持てる場となります。このような効果が期待できるよう、交流のあり方や高齢者の特性理解に関する学習のあり方を見直す必要があります。

平成29（2017）年に実施した米子市人権問題市民意識調査では、高齢者の人権について、家庭内での虐待や高齢者の意見、行動を尊重しないことは問題であると多くの人が回答しています。高齢者自身の権利や、高齢者の人権を守るための手立てについて学ぶ機会を充実させていかなければなりません。また、介護を必要とする高齢者の人権を考える場合、介護にあたる人への支援や家族の人権を守るという側面も考えていく必要があります。核家族化が進む中、家族の中で精神的・肉体的・経済的負担を抱え込んでしまい、そのことが虐待につながることもあります。介護に関する負担が集中しないように意識改革を図るとともに、このような負担を社会の中で分散させていくようなシステムづくりが急がれます。

高齢者への虐待は、暴力、身体拘束、介護放棄などの身体的・精神的な虐待のほかに、年金の搾取、年金の使用制限などの経済的な虐待があります。このようなことについては、行政が民生・児童委員、警察、NPO、医療機関などと連携して対処していくことも求められています。さらに、高齢者の認知症も大きな問題であり、認知症予防についての啓発や認知症サポーターの養成など、認知症理解に対して取り組むことが重要となっています。また、年齢を重ねることで生じる身体の変化についての正しい理解を図るための教育や啓発を行い、高齢者の人権が保障される社会づくりを進めていくことが今後ますます大切になっています。

2. 具体的な取組

(1) 高齢者の特性理解に関する教育の推進

①学校教育の推進

ア. 教育活動に協力できる高齢者の積極的な活用を図ります。

〈学校教育課・長寿社会課・人権政策課〉

イ. 高齢者の身体の変化について体験的に学ぶ学習や高齢者が積極的に参画できる社会づくりについての学習、認知症など高齢者を取り巻く人権問題について理解を深める学習を推進します。

〈学校教育課・長寿社会課・人権政策課〉

ウ. 小・中学校と高齢者福祉施設との、児童生徒及び教職員の交流を推進します。

〈学校教育課・長寿社会課・人権政策課〉

②社会教育及び啓発の推進

ア. P T A研修講座や公民館講座等を通して、支え合いの地域づくりと、高齢者の積極的な社会参画を進める意識を高めるとともに、虐待や認知症などの高齢者を取り巻く人権問題について理解を深める啓発を推進します。

〈生涯学習課・人権政策課・長寿社会課〉

イ. 介護をしている家族への理解及び支援のため、介護保険制度をはじめとする様々な制度やサービスについて理解を深める啓発を推進します。

〈長寿社会課・人権政策課〉

ウ. 認知症に関する研修機会の充実を図ります。

〈長寿社会課〉

エ. 高齢者の雇用促進に関する企業啓発の充実を図ります。

〈人権政策課・経済戦略課〉

(2) 推進者の育成

①教職員研修の充実

ア. 高齢者問題に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育における推進者の育成

ア. 地域における啓発推進者の育成を図るため、民生・児童委員、人権教育地区推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈長寿社会課・人権政策課〉

イ. 地域におけるボランティアの育成や認知症サポーターの養成を図り、高齢者支援の充実を推進します。

〈長寿社会課〉

健康や性に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

現在、世界中で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症は、私たちの社会、生活、そして経済に大きな影響を及ぼしています。この困難な状況の中で、感染された方やその関係者、濃厚接触者、医療従事者やその家族等に対する心ない書き込みや誹謗中傷が SNS*₁ 等で広がっています。

このように病気が差別の対象になることは、これが初めてではありません。HIV感染症*₂やハンセン病等のように、病気に対する理解と認識が十分でないために、患者や感染者及び家族に対して、偏見や差別及び排除などの人権侵害が起こっています。平成14（2002）年に策定された国の人権教育・啓発に関する基本計画においては、HIV感染者やハンセン病患者等の人権課題に対する取組を推進することが明記され、また平成21（2009）年に施行された、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」により、ハンセン病回復者*₃の名誉回復及び福祉の促進が図られています。病気に関わる人に対する偏見のない社会の実現を図るには、正しい知識の普及が必要であり、そのための教育や啓発を進める必要があります。

また、人のいのちが軽んじられるような出来事が相次いで起こっている現在の状況においては、病気に対する偏見についてばかりでなく、いのちや健康を大事にする教育も、人権教育ととらえて推進していく必要があります。児童生徒の性に関する意識の変化や行動の多様化が、性被害を含めた性に関する問題行動を生んでいる現状なども踏まえると、誰もがお互いの心を解き放ち、体をいたわりながら共に尊重し合い、コミュニケーションを図っていくという人間関係づくりを中心課題に据えて、性教育を推進していくことが重要です。

健康教育については、単に病気に関する知識理解を深めるだけでなく、自分の健康を守るための実践的な力をつけていく必要があります。そのためには「食」の課題も含め、基本的生活習慣の確立も人権教育の課題として捉え、子どもたちの育ちを保障していく取組を進めなければなりません。また、体の健康だけでなく、心の健康についてもその保持増進を図るために、様々な機関における相談体制の充実を図っていく必要があります。

また、近年メディアをはじめ、様々なところで「性的マイノリティ」に関する話題が取り上げられています。大手広告代理店の研究機関が平成27（2015）年に実施した調査によると、成人の7.6%が性的マイノリティであるという結果が出ています。約13人に1人の割合になります。性的マイノリティの人に対しては、周囲の知識不足、無理解による誤解や偏見、差別意識が払拭されておらず、嫌がらせや侮辱的な言動を受

けたり、雇用面において制限や差別を受けたりするなど様々な課題が生じています。平成16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者が一定の要件のもと戸籍上の性別変更が可能となりました。また、平成27（2015）年に制定された渋谷区の同性カップルを「結婚に相当する関係」とする「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（同性パートナーシップ制度）」の制定を皮切りに、性的マイノリティに対する取組が少しずつ進んでいます。文部科学省は、平成27（2015）年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の通知を出し、学校における支援体制、医療との連携、学校生活の各場面での支援等が示されました。今後は、性的マイノリティの人への配慮や、性的マイノリティについての正しい理解と認識が得られるよう教育、啓発及び相談体制の充実等に取り組んでいく必要があります。

健康や病気について考える上では、「患者の権利」という視点も欠かせません。昭和56（1981）年の世界医師会総会で「患者の権利に関するリスボン宣言」が採択されたのを契機に、「患者が主体的に決定する権利」という考え方にに基づき、医療者と患者の関係が見直されています。患者の権利として、インフォームド・コンセント*⁴やセカンド・オピニオン*⁵などの考え方が確立されつつありますが、行政と医療機関とが十分に連携を図った上で、患者の権利に関しての理解を深める市民啓発を推進していく必要があります。

2. 具体的な取組

（1）健康や性に関する教育の推進

①性教育の推進

ア. いのちと体を大切にすることを重要な視点として位置づけた性教育の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 医師、看護師、助産師、保健師等、専門的知識をもった関係者との連携を図り、効果的な学習を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

②健康の保持増進に関する教育の推進

ア. 養護教諭を中心に校内体制を整備するとともに、病院、保健所、福祉施設等の関係機関との保健・医療・福祉に関するネットワークづくりを推進します。

〈学校教育課〉

イ. 栄養教諭・学校栄養職員等を活用し、食育を推進します。

〈学校教育課・学校給食課〉

- ウ. 警察や医療関係機関との連携を図りながら、児童生徒による薬物乱用を防止するための教育を推進します。

〈学校教育課〉

③心の健康に関する相談体制の充実

- ア. スクールカウンセラーを活用するとともに、校内相談体制の充実と周知を図ります。

〈学校教育課〉

(2) 病気にかかっている人の人権に関する取組の推進

①エイズやHIV感染症*2、ハンセン病等に関する教育・啓発の推進

- ア. 学校教育において、エイズやHIV感染症*2、ハンセン病等について正しく理解し、偏見や差別意識を解消するための教育の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

- イ. ハンセン病の実態を正しく理解し、ハンセン病に対する偏見を解消するため、ハンセン病回復者*3及び支援者との交流を推進します。

〈学校教育課・人権政策課・健康対策課〉

- ウ. PTA研修や公民館講座等を通して、HIV感染症*2やハンセン病等についての理解を深める啓発を推進します。

〈人権政策課・生涯学習課・健康対策課〉

②病気にかかっている児童生徒の教育保障

- ア. 長期入院治療が必要な児童生徒の教育を保障するために、院内学級*6における教育の充実を図ります。

〈学校教育課〉

- イ. 医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師を配置するなど支援体制の充実を図ります。

〈学校教育課〉

③患者の権利に関する啓発の推進

- ア. PTA研修や公民館講座等を通して、インフォームド・コンセント*4やセカンド・オピニオン*5等、患者の権利について理解を深めるための啓発を推進します。

〈人権政策課・生涯学習課〉

(3) 性的マイノリティの人権に関する取組の推進

ア. 小・中学校において、性のあり方や多様性について正しく理解し、尊重するための教育を推進します。

〈学校教育課〉

イ. 養護教諭やスクールカウンセラー、心の教室相談員を活用し、校内相談体制の充実と周知を図ります。

〈学校教育課〉

ウ. P T A研修や公民館講座等を通して、性的マイノリティに関する理解を深める啓発を推進します。

〈生涯学習課・人権政策課〉

(4) 推進者の育成

①教職員研修の充実

ア. 養護教諭及び保健体育主事を健康や性に関する教育の学校における推進者と位置づけ、研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. エイズやH I V感染症*2、ハンセン病等に関する認識を深め、偏見や差別意識を解消するための学習についての研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

ウ. 児童生徒の病気等について適切に対応するための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育における推進者の育成

ア. 地域における啓発推進者の育成を図るため、民生・児童委員、食生活改善推進員、地区保健推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課・健康対策課・長寿社会課〉

*1 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。代表として Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）やInstagram（インスタグラム）などがある。

*2 H I V感染症

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染する病気。H I Vに感染したヒトをH I V感染者と称し、発病した人をエイズ患者と称して区別する。

*3 ハンセン病回復者

ハンセン病を患い、後に治癒した人をさす。

*4 インフォームド・コンセント

医療者と患者がお互いに納得して医療行為を行うこと。

*5 セカンド・オピニオン

患者が検査や治療を受けるに当たって、主治医以外の医師に求める意見。

*6 院内学級

鳥取大学医学部附属病院内に、入院中の児童生徒のために設置された学級。就将小学校、湊山中学校に属する。

情報に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

総務省の「情報通信白書」によると、令和元（2019）年の日本のインターネット利用率（個人）は89.8%となっており、どこにいても世界中の情報が収集できるほどの、高度な情報化社会になりました。これは、様々な通信機器の発達によるものですが、中でも20世紀終盤に出現したインターネットは、情報通信の世界を一変させました。簡易に利用できるソフトウェアの普及によって、誰もが手軽にインターネットを利用できるようになり、膨大な量の情報がネット上を飛び交っています。

国は、令和元（2019）年に、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させることを目標に、「児童生徒向けの1人1台端末」と「高速大容量の通信ネットワーク」を整備する「GIGA スクール構想」を公表するなど、学校教育においても一層の情報化が進んでいる状況にあります。

市内の小・中学校でもICTを活用した授業づくりを進めるなど、教育の情報化も進んでいます。また、爆発的な勢いで普及したスマートフォン、タブレット、音楽機器、ゲーム機等の情報端末機器は、児童生徒の利用も増えています。

情報処理技術が発達し情報通信機器が普及するとともに、自己の意思とは関係なく個人の情報が収集・蓄積・利用され、個人のプライバシーが容易に侵害されるようになっていきます。さらに、インターネットの匿名性を悪用して他人の人権を侵害する内容を書き込んだり、ネットいじめ*1が増加したりしています。また、なりすましによる犯罪被害も起き、大きな社会問題となっています。インターネットでは、情報が瞬時に広範囲に広がるとともに回収が極めて困難であることから、深刻な人権侵害に発展しやすい特徴があります。これらの問題は、被害に遭うだけでなく、誰もが加害者になりうる可能性もあり、情報の取り扱いに対して高い意識を持つことが求められています。また、ネット依存症*2の問題も深刻です。SNS*3やオンラインゲーム*4などの利用について、幼少期からしっかり学ばせることが求められています。

平成14（2002）年にいわゆるプロバイダ責任制限法*5が施行されましたが、悪質な書き込み自体を取り締まることはできず、効果的な対策がとれない状況にあります。また、ホームページの中には有害な情報を含んでいるものも多く、利用者が犯罪に巻き込まれたり、いのちを失ったりすることも少なくありません。そして、子どもたちがその被害者あるいは加害者となる事件も増加傾向にあります。

米子市教育委員会では、「米子市情報モラル教育カリキュラム」を策定し、学校教育において情報モラル*6とメディア・リテラシー*7の育成を図る必要性を明らかにしてい

ます。しかし、インターネットやスマートフォン等が広く社会の中で利用されている状況を考えると、学校教育だけでなく、情報活用についての社会教育や啓発を進めていかなければなりません。平成17（2005）年には、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が完全実施となりました。情報保護の重要性や情報流出の危険性、情報モラル*6について理解されるよう、利用する人だけでなく利用しない人も含めて教育、啓発する必要があります。

2. 具体的な取組

（1）人権に視点を置いた情報教育の推進

①学校教育におけるメディア・リテラシー*7の育成

ア. 情報に対する責任や情報の重要性について理解を深めるため、プライバシーの保護や著作権に対する正しい認識等に関する情報モラル*6の育成に努めます。

〈学校教育課〉

イ. 様々なメディアから得る情報について、有効に活用できる能力を育成するとともに、個人情報の流出をはじめとする情報活用の危険性についても正しく理解する学習を推進します。

〈学校教育課〉

ウ. 様々なメディアから得る情報の中から人権侵害を助長する有害情報を見抜き、主体的に選択できる能力の育成に努めます。

〈学校教育課〉

エ. 情報端末機器の利用に関する自覚と責任を促し、マナー厳守の態度や情報モラル*6の育成に向けての学習を推進します。

〈学校教育課〉

②社会教育および啓発の推進

ア. 電子メディアの利用に関する児童生徒の実態を明らかにするとともに、家庭における活用の課題や危険性に関する保護者啓発を推進します。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. P T A研修や公民館講座等を通して、個人情報の保護や情報モラル*6等についての市民啓発を推進します。

〈人権政策課・生涯学習課・子育て支援課〉

（2）推進者の育成

①教職員研修の充実

ア. 「米子市情報モラル教育カリキュラム」の趣旨の徹底を図るための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

イ. 児童生徒の個人情報保護の適切な取扱いに関する研修機会の充実を図ります。

②社会教育における推進者の育成

ア. 地域における啓発推進者の育成を図るため、人権教育地区推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権政策課〉

*1 ネットいじめ

インターネット上におけるいじめ。匿名性を利用し、不特定多数に広がりやすい。

*2 ネット依存症

日常生活に干渉を及ぼす程度のインターネットへ過剰に依存した状態をさす。

*3 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。代表として Twitter（ツイッター）、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）や Instagram（インスタグラム）などがある。

*4 オンラインゲーム

コンピューターネットワークを利用したゲームの遊び方的一种、あるいはコンピューターゲームの形態。

*5 プロバイダ責任制限法

正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」。

*6 情報モラル

情報を扱う上で守るべきこと。プライバシーの保護、著作権の尊重、発信する情報の正確性や信頼性、情報の受け手を考慮した表現方法等をさす。

*7 メディア・リテラシー

コンピューターやテレビをはじめとする情報メディアを利用し、誤った情報や不十分な情報に振り回されことなく、多様な情報を主体的に選択し、内容を読み取り、活用する能力のこと。

その他の課題に関する人権教育の推進

1. 現状と課題

人権教育に関するその他の課題として、犯罪被害者等、生活困難者、刑を終えて出所した人等（刑を終えて出所した人及び刑の途中で仮釈放になった人ならびにそれらの家族）、災害被災者に関する人権を取り上げました。その他にも、独自の言語や文化をもつ先住民アイヌの人々については、依然として無関心や誤った認識から、差別や偏見による人権侵害が存在します。米子市においても、教育や啓発を進めていく必要があります。

ハラメント*¹は、「人を困らせること、嫌がらせ」を意味し、職務上の地位や人間関係を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為であり、相手の人格や尊厳を侵害する人権問題の一つです。今後も、その防止と被害者の救済についても教育や啓発を進めていく必要があります。また、国が認定している北朝鮮当局による拉致問題については、国家間交渉に関わることから、本基本方針、推進プランとは別に米子市の重要課題として、引き続き教育や啓発に取り組むこととします。

○犯罪被害者等に関する人権教育

犯罪被害者等に対する社会の理解は、これまで十分とはいえず、被害者やその関係者は犯罪による直接的な被害だけでなく、警察による捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担やマスメディアによる行き過ぎた報道によりプライバシーの権利の侵害や私生活への介入、身近な周囲の人々の噂や中傷など被害後に生じる二次的被害を受けることがあります。

そのため、犯罪被害者等の心情や実情等を理解し、人権に配慮するような教育が必要です。犯罪被害者等に関する学習では、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要があります。また、学習者の中に当事者や関係者がいる場合もあるため、学習の進め方にも配慮が必要です。

○生活困難者に関する人権教育

産業構造の変化や厳しい経済情勢により、離職を余儀なくされたり、雇用の非正規化等によって、働いても低賃金のため最低限度の生活を営むための収入を得ることができないといった生活困難に直面する人が増えており、社会的な問題になっています。

このような生活困難者は、憲法が保障する人間らしい最低限度の生活を営む権利や勤労の権利が保障されているとはいえない状況にあります。そのため、人権尊重の観点から、このような人が生活に困窮されないよう雇用施策と福祉施策が一緒に機能し、生活保障や自立支援をすることが重要です。

学校教育や社会教育で生活困難者に関する学習をする場合は、個人情報等の取扱いに十分配慮し、社会生活における労働の意義や役割を理解するとともに、雇用施策や福祉施策のあり方について考えることが大切です。また、学習者の中に生活困難当事者や関係者がいる場合もあるため、学習の進め方にも配慮が必要です。

○刑を終えて出所した人等に関する人権教育

刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別意識が存在し、社会の理解が十分ではなく本人の社会復帰を妨げたり、家族の生活にも悪影響がでたりすることがあります。

とりわけ、刑を終えて出所した人等については、以前から偏見や差別意識が根強く、本人に更生意欲があっても、就職や住居の確保などで差別的な扱いを受けることがあります。

そのため、刑を終えて出所した人等が社会復帰して円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲のほか、家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

学校教育や社会教育では、個人情報等の取扱いに十分配慮し、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司*2、更生保護女性会*3、BBS会*4、協力雇用主*5や更生保護施設等の民間協力者と連携したり、毎年7月の「社会を明るくする運動」等の啓発活動と関連づけたりしながら指導していくことが大切です。また、学習者の中に当事者や関係者がいる場合もあるため、学習の進め方にも配慮が必要です。

○災害被災者に関する人権教育

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により破滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、平成28（2016）年は、4月の熊本地震や10月の鳥取県中部地震など、これまで地震の可能性が低いと想定されていた地域で地震が発生し、人命の喪失や建物の損壊など大きな被害が生じました。被災された方の中には、元の生活に戻ることが困難で、長期にわたる避難生活を余儀なくされている方や故郷を離れて生活されている方もおられます。

このような状況の中、誤解や偏見により生じる風評被害や災害転入者へのいじめや差別等の人権問題が発生しました。誤った情報による災害被災者への人権侵害を防止するための教育や啓発が必要です。

2. 具体的な取組

（1）その他の課題に対する教育の推進

①学校におけるその他の人権課題理解の取組

ア．犯罪被害者等、生活困難者、刑を終えて出所した人等、災害被災者やその関係者の個人情報等の取扱いには十分配慮し、児童生徒等の実態を踏まえ、必要な

教育を行います。

〈学校教育課〉

②社会教育及び啓発の推進

ア．犯罪被害者等、生活困難者、刑を終えて出所した人等、災害被災者を取り巻く人権問題についての理解を深めるため、各種の取組とあわせながら啓発を推進します。

〈生涯学習課・人権政策課〉

(2) 推進者の育成

①教職員研修の充実

ア．犯罪被害者等、生活困難者、刑を終えて出所した人等、災害被災者に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課・人権政策課〉

②社会教育における推進者の育成

ア．地域における啓発推進者の育成を図るため、民生・児童委員、人権教育地区推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈長寿社会課・生涯学習課・人権政策課〉

*1 ハラスメント

相手に対して行われる「嫌がらせ」のことで、相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることを指します。現在は、セクシャル・ハラスメント（セクハラ）やパワー・ハラスメント（パワハラ）、モラル・ハラスメント（モラハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）、スモーク・ハラスメント（スモハラ）など、様々なハラスメントが問題となっている。

*2 保護司

民間人としての柔軟性と地域の実情に通じるという特性を生かし保護観察官と協働して更生保護の仕事に従事している人をいう。保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

*3 更生保護女性会

女性の立場から、地域の犯罪予防と犯罪や非行をした人の更生支援活動を行い、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体。

* 4 BBS 会

Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長できるよう支援し、犯罪や非行のない地域社会の育成をめざす青年ボランティア団体。

* 5 協力雇用主

犯罪をした者等積極的に雇用することで、その立ち直りに協力する民間の事業者。

付 属 資 料

- ・ 米子市における部落差別をはじめ
あらゆる差別をなくする条例
- ・ 人権尊重都市宣言
- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

米子市における部落差別をはじめ あらゆる差別をなくする条例

平成17年3月31日

条 例 第 6 号

（目的）

第1条 この条例は、部落差別をはじめとするあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）が個々の人間の尊厳を侵すものであり、かつ、全ての国民が法の下に平等であって、基本的人権の享有を妨げられないことを定める日本国憲法の理念から社会的にその存在を許されないものであることに鑑み、及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の差別の解消の推進に関する法令の趣旨を踏まえ、あらゆる差別をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重都市米子市の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市行政の全ての分野で市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護の社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

（市民の責務）

第3条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う前条の施策に積極的に協力する等人権意識の向上を図るよう努めるものとする。

（施策の計画的推進）

第4条 市は、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化等の施策を計画的に推進するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の施策の策定及び推進に当たっては、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

（相談体制の充実）

第5条 市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

（人権啓発活動の充実）

第6条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

（推進体制の充実）

第7条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体

との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成17年 3 月31日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年 3 月28日から施行する。

人権尊重都市宣言

私たちは、だれもが日本国憲法で保障された基本的人権を享有し、人間らしく幸せに生活したいと願っており、社会生活において人権の侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

しかし、私たちの周りでは、依然としてさまざまな人権侵害が後を絶たず、その解決は、急務の課題となっています。

今こそ、すべての市民がお互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心をはぐくんでいくとともに、人権を自分自身の問題として考え、学び、行動することが大切です。

ここに、あらゆる人権侵害をなくすことを誓い、安心して、自信を持って、自由に行動できる社会の実現のために、米子市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行なう人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行なうものとする。